

承認第4号

専決処分の承認を求めるについて（第4号）

・地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

令和3年6月1日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

- ・4月1日から申請書等の押印を見直すため、つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要がありましたが、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分しました。
- ・このため、つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、承認を求めるものです。

専決第5号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、つくばみらい市つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分する。

令和3年3月31日

つくばみらい市長 小田川 浩 印

## つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第8条第5項中「記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。」を「記載しなければならない。」に改める。

### 附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

つくばみらい市固定資産評価審査委員会条例(平成18年つくばみらい市条例第16号)新旧対照表

改正案	現行
(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。	(審査の申出) 第4条 法第432条の規定による審査の申出は、審査申出書正副2通を委員会に提出しなければならない。
2・3 (略) (削る)	2・3 (略) 4 審査申出書には、審査申出人(審査申出人が法人その他の社団又は財団であるときは代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人)が押印しなければならない。
4 (略)	5 (略)
5 (略) (口頭審理) 第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。	6 (略) (口頭審理) 第8条 口頭審理の指揮は、委員会が指定する審査長が行う。
2~4 (略)	2~4 (略)
5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載しなければならない。  (1)~(3) (略)	5 前項の口述書には次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならない。 (1)~(3) (略)
6~8 (略)	6~8 (略)